

以下においては、個人、法人、その他の団体をすべて含む本システム利用希望者を、「利用者」といいます。

反社会的勢力の排除に関する誓約書

株式会社マルジュ

代表取締役 深尾 英義 殿

利用者は、御社との間のすべての契約（以下「契約」といいます。）に関し、以下の事項を確認の上、誓約いたします。

1. 利用者は、以下の各号を表明・保証し、万が一利用者が以下の各号の一にでも違反したときは、御社と利用者との間で締結されているすべての契約を御社において通知催告等何らの手続きを要せず解除することを承諾します。
 - (1) 利用者、利用者を構成する人員が、反社会的勢力（平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議発表の『[企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針](#)』に定義する「反社会的勢力」をいう。以下同じ。）でないこと、また反社会的勢力でなかったこと
 - (2) 利用者、利用者を構成する人員が、利用者の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと
 - (3) 利用者、利用者を構成する人員が、反社会的勢力に対して資金を提供するなど、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
 - (4) 利用者、利用者を構成する人員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
 - (5) 利用者、利用者を構成する人員が、自ら又は第三者を利用して、御社あるいは御社取引先等（以下、「御社等」といいます。）に対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行い、御社等の名誉や信用を毀損せず、また、御社等の業務を妨害しないこと
2. 利用者は、利用者が前項各号の一に違反した場合、御社に対して有する一切の権利を放棄し、また、御社に対して負う全ての債務について期限の利益を喪失し、直ちに現金にて一括して弁済します。
3. 利用者は、利用者あるいは利用者を構成する人員（法人の場合は役員や従業員）等が第1項各号の一にでも違反したときは、これにより御社が被る一切の損害を賠償し、費用を補填いたします。
4. 御社が第1項の規定に基づき契約を解除したことによって利用者に損害が生じた場合であっても、利用者は御社に対し一切の損害の賠償を請求しません。

以 上